

磐梯町から転出される方へ

★新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に次のものを添えて新住所地の市区町村に転入届をしてください。

- ①届出人の印鑑（自治体によっては不要です。）②本人確認書類（運転免許証等）③マイナンバーカード
 ※③はお持ちの方のみ。お持ちでない方には転出証明書が交付されます。

なお、正当な理由なく転入手続きをしなかったり、遅れたときは過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。
 （住民基本台帳法第52条第2項）

★新住所や転出予定日等が変更になった場合でも、そのまま新住所地の市区町村で転入の手続きをして下さい。

※転出証明書の訂正の必要はありません。

★都合により転出を取り消す場合は、磐梯町役場町民課まで転出証明書と印鑑を持参し、速やかに手続きをして下さい。

★その他、転出に伴う諸手続きや各種未納金がある方は、早めの手続きや納付等をお願いいたします。

課	磐梯町での手続き	新住所地での手続き	
町 民 課	<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出(予定)日をもって登録廃止となるので、印鑑登録証をお返し下さい。	新たに印鑑登録の手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	手続きは不要です。マイナンバーカードを用いた転出の場合、転出証明書は原則発行いたしません。(特例転出)	転入手続きの際、カードを持参して下さい。継続利用の手続きを行って下さい。 パスワードの入力が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	被保険者証をお返し下さい。(返却は郵送可)	新たに加入手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 国民年金	海外転出者のみ、お手続きが必要です。国保加入により自動的に賦課されます。	年金手帳(証書)を持参のうえ、住所変更の手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	負担区分等証明書の交付を受け、被保険者証をお返し下さい。 (県外転出の場合、別に手続きもあります。)	負担区分等証明書を持参し、新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 犬の登録	手続きは不要です。	犬鑑札を持参し、手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方。	手帳記載の住所変更の手続きが必要となります。(手帳に新しい居住地が記載されます)
	<input type="checkbox"/> 重度心身医療	未申請分がありましたら、早急に申請書を提出し、受給者証をお返し下さい。(1・2級のみ)	障害者手帳または療育手帳・健康保険証を持参し、新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 介護保険	被保険者証を返納し、喪失手続きをして下さい。	新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 要介護認定	受給資格証明書の交付を受けて下さい。	受給資格証明書を持参し、新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 乳幼児・こども医療	未申請分がありましたら、早急に申請書を提出し、受給者証をお返し下さい。(国保世帯は発行しておりませんので返却は不要です。)	健康保険証を持参し、新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> 児童手当	資格消滅届を提出して下さい。(新住所地で、所得証明書が必要な場合は、取得して下さい。)	印鑑、受給者名義人通帳等を持参し、新たに手続きをして下さい。
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療	受給者証をお返し下さい。	健康保険証を持参し、新たに手続きをして下さい。
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当、特別児童扶養手当	住所変更届を提出して下さい。	必要書類を持参し、新たに手続きをして下さい	
<input type="checkbox"/> 保育所	保育所へ退所届を提出して下さい。	入所を希望される場合、転出先の役所と協議して下さい。	
建設課	<input type="checkbox"/> 上下水道	使用廃止届出・名義人変更届出等の手続きをして下さい。	必要に応じて新たに手続きをして下さい。

教育課	□小中学校 在学の児童・生徒	学校に届出をして、 必要な証明書をお受取り下さい。	証明書等を持参の上、手続きをして下さい。 ◎転出証明書は、絶対に 複写しないでください。
総務課	□防災行政無線	設置世帯は戸別受信機一式をお返してください。 機器の無い世帯もあります。	
	□税金・国保税等	未納分のお支払い、住所変更届を提出いただく 場合がございます。	
行政経営課	□地域タクシー 利用者登録証	登録証をお返してください。	

※新所在地での手続きは、お住まいになる市区町村により手続きの内容等が異なる場合がありますので、詳しくはお住まいになる市区役所・町村役場へお尋ねください。

※転出される前に郵便局（転送等）、電力会社、ガス会社、固定電話、携帯電話などの手続きをお忘れなく。

※国外転出者はマイナンバーカードの手続きが異なりますのでご注意ください。

国内に限り、マイナンバーカード所有者はマイナポータルで転出・転入ワンストップサービスサービスが利用可能です。詳しくは「ワンストップサービス」で検索してください。

◇転出証明書に関するお問い合わせ 磐梯町役場町民課生活環境係 ☎ 0242-74-1215
〒969-3392 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855